

令和元年度冬の異常気象被害にかかる無利息資金の取り扱いについて

神奈川県内のJAは、令和元年度冬の記録的な暖冬により農業被害を受けた農業者を金融面から支援するため、無利息、保証料無料の資金を令和2年2月より取り扱っております。

つきましては、下記のとおり資金の概要をご案内いたしますので、ご利用を希望される方はお近くのJA窓口へご相談願います。

【令和元年度冬の異常気象被害にかかる無利息資金の概要】

融資対象者	令和元年度冬の異常気象による被害を受けた農業者 (JAの組合員であり、かつ独立行政法人 農畜産業振興機構の定める、関東ブロックにおける“保証基準額”を下回る価格で販売を行った農業者)
資金用途	令和元年度冬の異常気象被害の影響により不足した運転資金
融資限度額	原則500万円以内
融資期間	原則5年以内(最長据置期間1年含む)
融資金利	0%(無利息)
担保	原則、不要です。
保証	JAが指定する保証機関の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、最終償還時の年齢が76歳以上の場合は農業後継者、法人の場合は代表者を原則連帯保証人としていただきます。 ・保証機関：神奈川県農業信用基金協会 ・保証料：無料
手数料	手数料につきましては、無償で対応いたします。
受付期間	～令和2年5月29日(金)

※ 融資限度額および融資期間が上記の内容を超える案件のご相談もお受けいたします。

※ お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ ご返済額の試算については、JA窓口までお問い合わせください。